

# 会 議 録

## 1 会 議 名

平成21年度 第1回 天水地域協議会

## 2 開催日時

平成21年5月21日（木） 午後7時00分から

## 3 開催場所

天水総合支所 3階会議室（旧議場）

## 4 出席者・欠席者

### 〈出席者〉

委 員：池尻昭正、野崎健志、小田昭子、川田洋子、岩見利美、平井百合  
右田文昭、平野幸人、楠本砂恵、上山隆幸、藤川貴臣、坂門功基、中村亘  
事務局：池田天水総合支所長、坂本総務振興課長、齊藤総務係長、  
中川総務振興課参事  
主管課：北口都市計画課長、磯谷都市計画課審議員、城都市計画課長補佐  
池田技術主任、山下技師、戸上主事

### 〈欠席者〉

委 員：池田武、中山信春

## 5 会議内容(公開)

### 議 事

- (1) 玉名市都市計画区域の見直しについて（都市計画課）
- (2) 指定管理者について（諮問）
  - ① 玉名市天水老人憩の家
  - ② 「玉名市草枕温泉てんすい」ほか5施設
- (3) その他

## 6 議事の概略・協議結果

- (1) 玉名市都市計画区域の概要について  
都市計画課より説明（ビデオ、パワーポイント）質疑応答
- (2) 指定管理者の導入方針についての説明
  - ①玉名市天水老人憩いの家の指定管理者募集方針について  
主管課担当者より説明後、質疑応答
  - ②玉名市草枕温泉てんすいほか5施設の指定管理者制度導入方針について  
主管課担当者より説明後、質疑応答
- (3) その他
  - ①通学合宿について

今年度で終了する通学合宿を今後も続けてほしい。  
次回担当課より説明をお願いします。

## 7 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 玉名市都市計画よりの資料（A3サイズ1部）
- (3) 玉名市天水老人憩いの家指定管理者募集方針（案）資料
- (4) 玉名市草枕温泉てんすいほか5施設の指定管理者制度導入方針（案）資料

## 8 傍聴者の数

0人

## 9 非公開の理由

—

## 10 会議録の種類

要点記録

## 11 発言の内容

開会宣言、会長あいさつについては省略。

### (議長)

議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。今回は小田委員と平野委員をお願いいたします。それでは1番目の玉名市都市計画区域見直しについて説明の前に課長より挨拶があるということですのでよろしくお願いします。

### (都市計画課)

今日は現在うちの課で取り組んでいます都市計画区域の見直しについて、協議会の皆様方にご説明に伺っております。今日までの経緯といたしまして、平成21年の3月に都市計画全般における審議を行ってもらっています、「玉名市都市計画審議会」の方に今日お配りしております資料を案として諮っていただいております。それから、同じく3月に横島の協議会へも説明をしております。横島の場合は、時間が若干とれずに今日配布しておりますA3の表裏のカラー判だけで説明をしております。天水の方は時間がとれますのでビデオ、モニターで説明をするような形になります。それから、この協議会への説明が終わりましたから、一応、天水の住民の方への説明会を開く予定をしております。その中で、いろんな意見が出てくるかと思えますけれども、それが出たなら、再度、協議会あるいは都市計画審議会等に諮って、最終的にどうするかという形に決めたいと思っております。

す。説明をした後、ご質問を受けるような形にしておりますのでどうか宜しくお願いします。

**(議長)**

ありがとうございました。それではさっそく担当の方から説明をお願いします。

**(都市計画課)**

まず最初に都市計画区域についての簡単なビデオがありますので、そちらをまずご覧いただきたいと思います。

〈都市計画区域についてビデオ放映〉次に資料に添ってパワーポイントにて説明  
都市計画区域とは、なぜ都市計画区域の指定・変更が必要か、都市計画区域による建設確認申請等の義務、都市計画区域の指定効果、都市計画区域が指定されていない地区の現状、都市計画区域見直しの基本的な方向等について、パワーポイントを使い説明。

**(議長)**

ただ今担当の方から詳しく説明がございましたが、委員の皆様方いろいろご意見又質問もあろうかと思えます。こちらから指名はしませんので自由に質問ください。よろしくをお願いします。

————— しばらくの間 —————

**(議長)**

住居指定をした場合は、道路幅は絶対4 mにならないといけないのでしょうか。

**(都市計画課)**

そうですね、基本的には4 m以上の幅員の道路にするようにしていただくような形になります。

**(議長)**

山間地の集落なんかも4 m幅なんかは絶対無理だから、全体を指定した場合建築ができなくなるのではないですか。

**(委員)**

住宅資金を活用する場合、許可がおりないのでしょうか。

**(委員)**

土地の買収は市は行わないのですか、個人でするのでしょうか。

**(都市計画課)**

これに関しては、市が買収を進めるということではありません。

**(議長)**

指定をした場合は4 m幅にならんと家は建てられないのでしょうか。許可がおりないのでしょう。

**(都市計画課)**

基本的にはそうですね、4mを確保していただくという形になってくるんですけども、例外的に、どうしても後退することが難しい地区に関しては、県の判断になるのですが、例外として2.7mから4mの部分でも建築が出来る道路を指定する事もあります。

**(議長)**

2.7mも無理な場合は、軽自動車しか通らないところがたくさんありますが、どうですか。

**(委員)**

道路もそうですが、用水路からも指定してありますね。

**(都市計画課)**

そうですね、片側に水路がある場合は、一方後退というかたちで4mです。

**(委員)**

水路に蓋をしてある場合もそこは水路にはいるのですか。

**(都市計画課)**

側溝みたいなものということですか。

**(委員)**

側溝があって、蓋をしてあるじゃないですか、そういう場合も、水路があつたらそこから2m退けと書いてあるでしょう。

**(都市計画課)**

そうですね。基本的には全面の道路幅として4m必要です。

**(委員)**

水路があつたらそこからも2m退けとあるでしょう。蓋をしてあるような小さな用水路も用水路とみなすわけですか。小さい水路は関係ないのではないのでしょうか。

**(都市計画課)**

基本的には1.1mを境として1.1m以上の場合は水路から4m後退していただく、それ以下の狭い水路 1.1m以下の水路に関しては中心線から4m退いてもらうことになります。

**(委員)**

今は無理な話ではないか。今から建てようとする時狭い道路を許すとなると都市計画は立てられなくなる。それよりも、最初から4mなら4mと決めてたほうがいい。そうしないといつまでも都市計画はできないでしょう。

**(委員)**

後退しないと許可がおりないんでしょう。元の家より狭く建てることになるし、引っ込めて建てないといけないということでしょう。

**(委員)**

八久保あたりは場所的に絶対無理なところですよ。

**(委員)**

天水の場合は家そのものが、孫からおじいちゃんまで三代四代まで住めるようながっしりした家だからそうそう建て替えしないと思います。街の家は 25 年か 30 年もすれば建て替えもするけれどね。

**(委員)**

道路を別につくってその周辺を都市計画区域に指定するように、新しい家はそこにつくるようにとかしたらどうでしょう、特にね、平野部は問題ないが、山間部は無理でしょうね。

**(委員)**

これは強制的にこの都市計画になっていくんですか。

**(都市計画課)**

そういったわけではありません。

**(議長)**

町民にも説明があるんですよ。

**(委員)**

その地域にあったやり方でいいのではないですか。

**(都市計画課)**

そうですね、それはもちろんそう考えてます。この後地元の方々に説明を行っておそらく反対意見がでることは承知しておりますので、最終的には、その意見を持ち帰って地元の意見をとり込みながら検討していく形になっております。あくまでも今日の説明は都市計画課がこういった感じで進めていきたいという方針ということでご理解ください。

**(委員)**

このままスムーズに進んだ場合に、それをスタートする時期は、目安としてはいつ頃になるのですか。

**(都市計画課)**

時期としては、最初のうちの目標は平成 22 年度の指定を目指していたんですが、地元の説明等で時間がおしてしまってスケジュールが狂っておりますので、平成 23 年にずれこむ可能性もあります。

**(委員)**

いずれにしろ玉名市はこの都市計画の地区にする方針でしょう。

**(都市計画課)**

今のところはですね。

**(委員)**

反対者がいても出来上がるわけですね。

**(都市計画課)**

県の方針としましては、あくまでも地元が優先なので地元としっかり協議した上でその意見を反映してくださいとのことです。

**(委員)**

住宅を造ったり、道路を拡張するような時、補助金はないのですか。

**(委員)**

お金が来やすくなるとかのメリットがあれば、やりやすいのでしょうかね。

**(都市計画課)**

ひとつ注意していただきたいのは、都市計画に入ったからすぐ退いてくださいということではなく、あくまでも個人が建て替える際に、退いていただくということになっていますので、今無理やりというわけではありません。

**(委員)**

無理やりではないにしても、建物を建てるにしても、いくらか補助金とかないことには、なかなか建て替えないですよ。昔と違って農業なんかは厳しいので、そのところはどうかと思う。

**(委員)**

住宅資金を適用する為には、都市計画にしないと適用できないのか。

**(議長)**

天水でも住居区域の、全指定は理想だろうが、ここは無理だというところは外せるわけですね。

**(都市計画課)**

そうですね。

**(議長)**

部分的にでも外していいのですか。

**(都市計画課)**

今のところ自分からはなんとも言えません。

**(都市計画課)**

建築基準法というのがさっきあったんですけど、その中で今、会長さんが言われたように建築確認を除外できる区域を定めることは出来るようになってますが、これはあくまでも県のほうで指定するのでそのへんの状況を見てそこを指定するかしないのか、今はなんとも言えない状況ですが、そのような制度がないことはないです。

**(議長)**

説明に回ってもそういうところがはっきり説明できないと、あやふやな答弁では結論はでてこないと思いますよ。

**(委員)**

確かに土地をたくさん持っている人なら、道から退こうかというけれど、この土地で建てなくてはいけないという面積の少ない人は我慢して小さな家を建てなくてはならないんでしょう。どうしてもさがらないと、建築基準法を通らず、査定許可がおりないのなら、小さく建てなくてはならないでしょう。たしかに全部の道が広がることは良いことだけど、そこ何年かでどうこうなることではないわけでしょう。

**(委員)**

今までの説明で、一応良いとこばかりというか、メリットばかりの説明のような気がしたんですよ。例えば指定されていなかったところ、指定されて実行したところで、何か問題とかの事例はありますか。

**(都市計画課)**

都市計画に含まれ、悪影響があったかどうかですか。

**(委員)**

自分は認定農業者の代表で来ているのですが、農地関係で何かありますか。

**(都市計画課)**

都市計画区域に含めるということ自体ですね、メリットとデメリットが表裏一体と言うか、あくまでも規制がかかることも多いんですよ。規制をかけることによって、それをデメリットと感じられるかもしれないけれども、地域の人たちの生活環境の向上に役立つルールを作るという規制を進めていきたいと考えております。

**(委員)**

都市計画区域に指定されるということは、中山間地域の指定は受けられるのか。

**(都市計画課)**

中山間地域といいますと。

**(委員)**

それは又、別の制度のことですよ。

**(委員)**

そちらとの兼ねあいはどうですか。

**(委員)**

農振地区あたりの解除などはどのようになるのですか。

**(都市計画課)**

都市計画区域内の用途地域というものがあるのですが、用途地域をはる際には、農振地区を解除しなければいけないということになりますが、今のところ天水、横島地区に関しては用途地域は必要ないと考えておりますので、農振が被った状況ではないと思います。

**(委員)**

その緩和は考えていないのですか。これから先、人口を増やすためには家を建てないといけないので、その辺のところはどうかなと思ひまして。

**(都市計画課)**

今、〇〇委員と〇〇委員が言われた件については、実際のところ横島、天水はもともと都市計画区域ではない状態で、基本的には農政関係の事業で都市計画以上の規模で事業が行われています。旧玉名市、旧岱明町も海岸近くの干拓は天水の受免地区と変わらない状況で、山も旧玉名市にはあるような状態で、旧玉名市、岱明町は当然農業振興地域が被っていてそれに都市計画が被っていても別段問題はありません。担当が説明したように玉名市は用途に応じて、商業地、住宅地、工業地にした場合は農業振興地域をはずして、ダブらないようなかたちにしないでほしいですが、今の考え方としては都市計画化区域に横島、天水、旧玉名市の三ッ川、大栄は入れようと思っています。ただ地域の皆様方が天水の中心部だったところを商業地域にしてくれという話が出てくれば又、先の話でそういう用途決めは可能になります。

**(委員)**

この都市計画の最大の目標は消防自動車はいるとか、緊急の場合の災害が大きくならないように、又、人の家に火が移らないようにすることが目的でしょう。さっきのビデオをみる限りでは。

**(都市計画課)**

はい、大きな意味ではそういうことです。

**(委員)**

目的はさっきのビデオで見ると見る限りではそういう意味ですよ。そういうことであれば、天水地区の八久保地区では続けて家を建てる人はそうはいないし、どんなにそういう目的があっても家を建てない限りは、2 m引かないし、道は広くなならないわけでしょう。だからよければ玉名市が予算をとってでも用地を買収してでも、地区の真ん中に4 m道路を通したいとか、そういうことをしてもらわないと絶対目的は達成できないと思いますよ。何百年かかっても、そんなに家を次から次へと建てれる人はいないと思います。

**(都市計画課)**

今、野崎さんがおっしゃるとおりです。なぜかと言いますと個人の経済状態とか子どもさんたちが家を建てる状況がまちまちですから、また新築というのは30年～50年に1回のかたちで進んでいきます。この都市計画は、その区域で個人がその時退いてもらう考えです。ということは、例えば沿線300mのうち20軒あって退いてあるところがポツリポツリの場合いつまでたっても広くなりません、自分は退いても他の人は退かず、道路は広くなならないという意見は確かにあります。

しかし50年100年という長期にはなりますが、そういうかたちをとっても少しずつでも道路法で言う最低限の4mぐらいの道路は確保しようという考えで行われています。それと集落の中心部に通常、今補助事業や単独でやっている道路を計画して家屋の補償、用地補償もして道路を作ってくれと言われるのが住民の皆様の意見かなと思います。そうして進んでいるところもあります。ただそれは今言う予算の状態とか計画性、優先順位もあって、なかなか中心部分とか銀行が多い所は進んで行ってるかもしれないが、自分の所まではいつまでたっても進まないというように、たしかに不公平感はあるかもしれませんが、この考え方というのは、そのままだったらいつまでたっても変わらないが、少しずつでもという気持ちがないと難しい面はあります。

**(委員)**

上古関は入り口が1軒変われば先も変わる可能性も何年か先はあるという感じですが、この計画は大きな見直し小さな見直しは随時はないだろうけど、何年か毎にはあるのですか。

**(都市計画課)**

そうですね。

**(委員)**

今度建てる人から計画性を守っていかなくてはならないということですね。

**(都市計画課)**

そうですね、極端に言うなら仮に何年か後に、都市計画化区域になった場合、区域化になる前に建てた場合と区域化になってから建てた場合、横島、天水あたりは自分の屋敷地にめいっぱい建てられたのが、建ぺい率とかの対応をしないといけなくなる。人によっては引き合わないという気持ちになることはあるでしょうね。

**(委員)**

確かに矛盾するところはたくさんありますが、都市計画整備には長い目で、100年先を見ていくしかないですね。

**(委員)**

このことについては、全部の住民に説明があるわけでしょう。この会議で結論を出すわけではないでしょう。

**(議長)**

結論を出すわけではありません。今日は説明だけですから、みなさんご自由に意見を出してください。

**(委員)**

今まで、大きさとか、道路幅とか規制の話がたくさん出ているんですけど、都市計画の中で田園ゾーンとか、工業ゾーンとかいくつかのゾーンに分かれていますけ

ど、天水は田園ゾーンに入っているということですが、以前田園都市計画というものを聞いたことがあるんですが、それにあわせて外観的なもので、今は自分の土地だったら自由に建てられますが、色や建物の形、使っている材料等で統一感を図るなど、田園ゾーンはこんな風に建てましょうというような規制や指導は考えていらっしゃるのでしょうか。また外観や、ゾーンに合わせた統一感をつくるといったような計画はありますか。

**(都市計画課)**

都市計画法の地区計画というものがあまして、それは住民の方々が協定みたいな感じで地域のルール作りをするものであまして、玉名の方は高瀬の南部地区が地区計画に入っておりまして、道路からセットバックを多めにとって街並みを良くしようという計画が図られています。当然天水町の中でも住民からの希望があれば自らルールを作っていただいて街並みを良くしようという動きも出てくると思います。

**(委員)**

地域のルールとして決められるわけですね。

**(都市計画課)**

そうですね。

**(委員)**

天水町もどうしたいかという事を要望しないといけないと思います。玉名の高瀬地区もやっているわけだから。

————— しばらく間 —————

**(議長)**

他にありませんか。

**(都市計画課)**

これからの流れとしましては、この後地元説明会に入らせていただきまして、そこで、又地元の方々の意見をくみ上げて、うちの企画審議会に諮って住民の反応によっては、もう1度地域協議会に意見を持ってくるという形になるかと思いません。

**(委員)**

地元説明はどのくらいの規模で行うのですか。校区ごとですか。

**(都市計画課)**

今のところ、天水、横島で予定しておりますが、天水に関しては山なみの方の反対が予想される場所は数回開かなければいけないかと考えております。

**(委員)**

住民に説明会をするなら、都市計画区域に入れば、こういうメリットがありますよとか、何でも説明しないと理解できないですよ。玉名市の中心部は市がお金を出して整備しているとしか住民は思っていないと思います。

**(委員)**

八久保地区とかは消防車、救急車が入る為には相当不便ですか。

**(議長)**

救急車は入るけど、消防車は入らないですね。

**(委員)**

救急車も一方通行しか出来ません。そんなところは、玉名市が予算をとってでも整備してあげないと、後で大変なことになりますよ。

**(議長)**

もう、中の方の道は広くならないからね。

**(委員)**

確かに区画整備されているわけではないし、道と石垣でいっぱいいっぱいだからね。

**(議長)**

家を壊さないことには、道は広くならないですね。

**(委員)**

今、玉名市が中心になっているけど、岱明、横島、天水、各地区を見回ったことがありますか。集落の中とか、見たことがありますか。

**(都市計画課)**

そうですね、天水の山のほうに行っただけですが、車1台分しか通らないところだったり、道路ギリギリまで家が建っていたりしてましたので、実際見て回って、それから説明をしないと厳しいだろうなと思いました。

**(議長)**

今、平野さんが言われたように、実際集落を見て回ってそれから説明をしないと道路を4mにしろ、川から2mにしろといっても理解してもらえないし、そういうところを把握して説明した方がよいと思いますよ。

————— 雑 談 —————

**(議長)**

時間も相当経ちましたが、他にありませんか。住民説明会もあるということで、委員の皆様も再度考えておいてください。それでは都市計画課の説明は以上で終わります。しばらく休憩をします。

**(議長)**

それでは、会議を再開します。議事の 2 番目の指定管理者について玉名市天水老人憩の家の件について説明をお願い致します。

**(市民福祉課)**

本日は天水老人憩の家の指定管理の募集の方法について審議をお願いしたいと思います。今の指定管理は平成 22 年 3 月 31 日までとなっております。それで平成 22 年 4 月 1 日から 3 年間平成 25 年 3 月 31 日での指定管理の相手方を決めなくてはなりませんので、その指定管理の方針につきまして担当が説明を行いますので、審議をよろしくお願い致します。

**(市民福祉課)**

—玉名市天水老人憩の家指定管理者募集方針の資料に沿って説明—

**(議長)**

只今、天水老人憩の家の指定管理者について説明がありました。何か質問がありましたらお願い致します。

**(委員)**

これは、公募はしないのですね。

**(市民福祉課)**

はい公募はしません。今まで通り社会福祉協議会にお願いします。

**(委員)**

今まで通り社会福祉協議会にしてもらいましょう、今日協議会に出されたのは報告ですか。

**(市民福祉課)**

今回の説明は、指定管理者を社会福祉協議会にするにあたり公募をしないということで案をつくっています。それをここで承認してもらえれば決定できます。

**(委員)**

社会福祉協議会が受けてもらえれば私たちはそれでいいと思います。

**(市民福祉課)**

まずは、公募をしない、それと今まで通り社会福祉協議会に指定管理者としてお願いしたいということでございます。

**(委員)**

ちなみに、施設の利用料金はいくらですか。

**(市民福祉課)**

利用料金は一人 150 円です。1 年間の入館料は今のところ 200 万円～250 万円の間だろうと思います。その他にカラオケ、マッサージ料が 60 万円ぐらいです。

**(委員)**

あまり収入もないので社協としても、そんなにおいしい話ではないと思います。

**(委員)**

社協の会計報告も見せてもらいましたが、一生懸命してもらっているのではないですか。

**(委員)**

儲けるための施設ではないからですね。

**(市民福祉課)**

営利目的ではなく地域住民の福祉、サービスが目的ですから。

**(委員)**

社協にお願いするのが一番良いでしょう。

**(委員)**

1年間 1千4百万円ぐらいの基準価格がありますが、大体の内訳の金額を教えてください。

**(市民福祉課)**

職員を1人置いた場合ですね、1人月額19万8千円ぐらいで組んでおりますのでだいたい職員で年間310万円ぐらいそれに1人に日額5,600円の臨時職員3名で346日開館します。その合計が581万2千円ぐらいです。その他に大きな経費として電気代、燃料代です。あとは委託料で決まった金額です。

**(市民福祉課)**

人件費が約900万円、事務費が18万円、管理費、これは光熱水費、燃料費その他いろいろで約720万円です。

**(委員)**

3人はどんな仕事をしているのか。

**(市民福祉課)**

一番は風呂の清掃です。広い浴場を毎日洗わないといけないので大変だと思います。

**(市民福祉課)**

レジオネラ菌などの発生を防ぐ為にも、特に洗うのには気を使っています。

**(議長)**

以前は、バスによる送迎もありましたが社協がしているのですか。

**(市民福祉課)**

今はありません。

**(委員)**

送迎は車に乗れない人をしてたんですが玉名市に合併後ダメということになったみたいです。

**(議長)**

他に何かありませんか、無いようでしたら、只今説明がございましたように公募はしないということと、現在社協が行っていますとおり、社会福祉協議会でいいか、そのご承認をいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

全員「はい」の声

**(議長)**

それでは2番目の草枕温泉てんすいについて説明をお願いします。

**(事務局)**

「玉名市草枕温泉てんすい」他5施設の指定管理者制度導入方針について資料に沿って説明。

**(議長)**

ただ今、草枕温泉てんすいについての説明がございました、何か質問がございましたらどうぞ。

**(委員)**

今度は5年になっていますね。前は3年7ヶ月と中途半端だったようですが。

**(事務局)**

はい、18年度は期間が9月からでしたので、3年7ヶ月という期間になっています。

**(委員)**

今の草枕温泉の経営状況等はわかりますか。

**(事務局)**

隠す施設ではないので、ある程度は説明できますが、やはり毎年入館者が減っていますので売り上げも落ち込んでおります。努力はされておりますけれど、前回の通りそのまま第3セクターで行っていればもっと落ち込んでいたと思われると思います。

**(委員)**

年間の入館者数はどれくらいですか。

**(事務局)**

年間の入館者数は20年度で約32万8千人、前年度に比べると約3万人減っております。これは、あくまでも入館者数です。お風呂を利用された方は20年度は10万人です。前年度から比べますと1万3千人の減です。売り上げも

20年度はおおよそ約2億円でしたけど、前年度から比べますと1千2百万円の減です。

**(議長)**

入館者数には年間パスポートを購入された方も入っているのかな。

**(事務局)**

入館者数には、入っております。

**(委員)**

景色だけでは、魅力もつきるし、周囲に附帯施設等を考えて、やっていかないといけないと思いますよ。しかし、3年間では投資するのも難しいから、やはり、5年間ぐらいしておかないと取り戻しはできないでしょうね。

**(委員)**

4ページの5番に指定管理者が行う業務の範囲の中で3番の②自主事業の内容は原則として施設設置の目的に沿ったものとする。とあるが、これは審査や管理する機関はあるのでしょうか。

**(事務局)**

設置目的は、住民の福祉向上が主ですので、それにそぐわないような、何でもありというようなイベントでの集客の仕方は、しないでというふうにしています。そのような計画は募集する場合に応募される方が事業計画を出されますが、目的にそぐわないものに対しては駄目と断ります。

**(委員)**

それらを審査する機関はあるんですね。

**(事務局)**

それは市のほうが管理します。また協定書の中で謳っています。

**(委員)**

草枕温泉は何年になりますか。

**(事務局)**

12年目です。

**(議長)**

選定は8ページに書いてある6人ぐらいですのでよね。

**(事務局)**

はい、6名です。

**(議長)**

すぐ公募をするわけですか。

**(事務局)**

公募は12月頃になると思います。ただ、9月には条例改正しますので、地域協議会の承認を得ていないと条例改正ができませんので、今日の協議会にかけ

ている次第です。

**(議長)**

指定管理者の公募はいつの予定ですか。

**(事務局)**

予定では、10月頃から1ヶ月間ぐらいです。12月の議会で承認を得て決まります。

**(委員)**

公募の仕方は、新聞等に載せるのですか。

**(事務局)**

公募の仕方はインターネット、広報等ですね。新聞には載せないと思います。

**(委員)**

新聞に載せないと、インターネットをすべての人が見るとは限らないではありませんか。

**(事務局)**

まあ多く知らせた方が良いとは思いますが、こういう施設は誰もがするというわけではないので、やりたい人は情報を収集して、応募していただきたいとします。当初は7社ぐらいが説明を聞きに来られましたが、最終的に応募に来られたのは3社でした。

**(委員)**

池田建設が今、指定管理者を受けてられますが、地元優先ではないけれど、私たち地域協議会が池田建設さんにお願ひしますと言うことが出来るんですか。

**(事務局)**

それはできません。それは競争原理が働かないので無理です。それでは公募になりませんので。

**(委員)**

地元の池田建設が今、指定管理者として行っているから、なるべくなら、今までのやり方の中で気が付いたことは、言ってあげ、良い方向にもっていき、町内が栄えていくのが一番いいでしょう。また、できるなら、天水町の方が指定されるのが一番いいと思います。入館者が減っているが、これからも減っていく可能性はあると思います。今、温泉がどこでもできているし、また、同じようなものがたくさんあります。しかしここは特に景色がいいのでそこを利用して行っていく必要があると思います。しかし3年ではどうにもできないでしょう。5年10年ぐらいにすれば管理者もきちんとしたかたちで計画をもってできますが、3年ぐらいでは投資ができないと思います。そういうところを考えて議会等でも考えてもらわないとね。どうしても3年では投資した分がとり戻せないから、市の補助金等をあてにしてしまうから指定管理の意味がないでし

よう。客はどうしても新しい所、温泉の質のいい所に行く傾向にあるでしょう。

**(委員)**

指定を受けて、軌道にのるまでは時間がかかりますからね。

**(委員)**

特に、今インフルエンザ等流行していますが、それがこのあたりで流行しはじめたら、こういう施設はしばらく閉館しなくちゃいけない可能性も出てくるでしょう。

**(事務局)**

そうですね、最初に市のほうから営業停止にしたいと思います。

————— しばらく雑談 —————

**(議長)**

他に質問はありませんか。それでは「草枕温泉てんすい」ほか5施設の指定制度導入方針案についてご承認いただけますか。

**(全委員)**

はい。

**(議長)**

その他、何か委員さん方から要望とかありませんか。各課から説明してもらいたいとか、そういうことでも結構です。

**(委員)**

公民館で小学4年生が対象の、通学合宿があっているのですが、今年で3年目で、当初の計画では今年度で終わるという話を聞いたんですよ。通学合宿というのは、小学4年生が対象で天水町時代のキャンプの代わりに始まったと聞きました。それがとても好評なのに、今年で終わっていいのかと思ひまして、この協議会で提案すべきかどうかわかりませんが。

**(議長)**

それでしたら、今の意見を天水地域協議会の要望として、出すか、出さないかを、協議して承認をいただければいいんじゃないんですか。

**(委員)**

そういう検討をして下さいということでもいいんでしょう。

**(事務局)**

地域協議会として要望すればいいと思います。それに対して市が答申してきますので、今回はできるだけ続けてほしいという、地域協議会の意見として要望すればいいと思います。

**(委員)**

今年度の通学合宿の準備が始まっていますが、参加者の中でアンケートを取ら

れていて、参加された子どもや保護者は、「良かった」とか「ためになったとか」の感想があり、評判が良く、また、去年は熊日にも「孫が参加してすごく勉強になった」と掲載され、いい事業なので、やめることはもったいないんじゃないかと思うんですよね。

**(議長)**

それは補助金がついているのですか。

**(委員)**

公民館主催で、ご飯はボランティアで作ってもらい、お風呂は一般家庭にもらい湯をしています。自分の子どもが4年生だったので昨年参加しましたが、他の小学校の子どもとも友達になったり、子ども達にとってはすごく良い思い出になっています。

**(議長)**

天水だけしているのですか。

**(委員)**

多分天水だけだと思います。公民館の職員とあとは、ボランティアで行なわれています。

**(委員)**

主体はどこですか。教育委員会ですか。

**(委員)**

最初公民館にいた田畑君が企画して始まったと思います。

**(委員)**

会長も言われたけど補助金か何か来ているのですか。

**(委員)**

運営費は少しはあると思いますが、そんなに大きいお金じゃないと思います。

**(事務局)**

天水町のとき小学生キャンプをしてたんですが、合併時に玉名市ではリーダーキャンプが阿蘇であって、それと重複するかたちになりますので、予算も削除され、それに代わるものとして通学合宿が始まったという経緯があります。

**(委員)**

それは、地域協議会で承認しなくても、続ければいいんじゃないですか。全部ボランティアで行っているのであれば わざわざ市に伺いをたてなくてもいいんじゃないですか。学校側も承認をして事業を行うということになれば、参加者から参加費をとってすれば、出来ないことでもないような気がしますが。

**(議長)**

ここにいる方達は担当でないので深く分からないので、次回の協議会のときに担当者に来てもらって、説明をしてもらうという要望を出しておきましょうか

ね。他にありませんか。

———— 雑談 ————

**(副会長)**

今日は、いろいろな意見を出していただきありがとうございました。これをもちまして、平成21年度第1回の天水地域協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

**12 会議録作成者**

天水総合支所 総務振興課 総務係長 齊藤深雪

**13 会議録署名人署名欄**

--	--

**14 問い合わせ先**

玉名市天水総合支所 総務振興課 TEL 0968-82-3111